第三　中小企業退職金共済法施行令第十条第二号の厚生労働大臣が指定する表（平成九年労働省告示第八十一号）を次のように改正する。

題名中「第十条第二号」を「第十一条第二項」に改める。

本則中「第十条第二号」を「第十一条第二項」に、「同号」を「同項」に改め、本則の表建設業の項中「別表第五」を「別表第六」に改め、同表清酒製造業の項中「別表第六」を「別表第七」に改め、同表林業の項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

第四　次に掲げる告示の規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

一　厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成十年厚生省告示第百五号）第六号

二　独立行政法人労働者健康福祉機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第四百号）題名及び第一条

三　新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号）の表事業の種類の細目の欄

四　医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体（平成二十七年厚生労働省告示第三百四十三号）

第五　独立行政法人労働安全衛生総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年厚生労働省告示第三百九十二号）を廃止する。

**○厚生労働省告示第百四十三号**

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成十二年法律第百三号）第八条の規定に基づき、分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締結している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るための指針（平成十二年労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一中「第８条」の下に「（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の６第２項において準用する場合を含む。）」を加える。

第２の次に第３として次を加える。

第３　農業協同組合法に規定する新設分割についての準用

第１及び第２（２の⑷のハの㈠のａ及び３の⑵を除く。）の規定は、農業協同組合法第70条の３第１項に規定する新設分割について準用する。この場合において、これらの規定中「会社法第５編第３章並びに第５章第２節及び第３節」とあるのは「農業協同組合法第70条の２から第70条の８までの規定」と、「商法等改正法附則第５条」とあるのは「農業協同組合法第70条の６第１項」と、これらの規定（第１及び第２の２の⑷のハの㈡を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割組合」と、「承継会社等」とあるのは「設立組合」と、「会社分割」とあるのは「新設分割」と、これらの規定（第２の１の⑴のイ及び第２の１の⑵を除く。）中「分割契約等」とあるのは、「分割計画」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第１ | 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第８条（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の６第２項において準用する場合を含む。） | 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の６第２項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「法」という。）第８条 |
| | | 法第２条第１項の分割（以下「分社分割 | 農業協同組合法第70条の３第１項に規定する新設分割（以下「新設分割 |
| | | 同条第２項の会社（以下「分割会社 | 同法第10条第２項に規定する出資組合（以下「分割組合 |
| | | 同条第１項の承継会社等（以下「承継会社等 | 同法第70条の３第２項第１号に規定する新設分割設立組合（以下「設立組合 |
| | | 分割会社が | 分割組合が |
| 第２の１の⑴ | | 会社法（平成17年法律第86号） | 農業協同組合法 |
| | | 株式会社にあっては、イ | イ |
| | | 日に、合同会社にあっては、ハと同じ日に | 日に |
| 第２の１の⑴のイ | | 吸収分割契約等 | 農業協同組合法第70条の３第１項の新設分割計画（以下「分割計画」という。） |
| | | 法務省令 | 農林水産省令 |
| | | 本店 | 主たる事務所 |
| 第２の１の⑴のロ | | 株主総会 | 総会 |
| 第２の１の⑵ | | 法第２条第１項の分割契約等（以下「分割契約等」という。） | 分割計画 |
| | | 分割契約等に | 分割計画に |
| 第２の２の⑴ | | 会社法 | 農業協同組合法 |
| 第２の２の⑶のイ及びロ | | 分割契約等を締結し、又は | 分割計画を |
| 第２の２の⑶のハ | | 商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号。以下「商法等改正法」という。）附則第５条 | 農業協同組合法第70条の６第１項 |
| 第２の２の⑷のイの㈢ | | 会社法 | 農業協同組合法 |
| 第２の２の⑷のイの㈣及び㈤ | | 会社は | 出資組合は |
| 第２の２の⑷のハ | | 独立行政法人勤労者退職金共済機構 | 独立行政法人勤労者退職金共済機構、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。）附則第25条第３項に規定する存続組合（以下「存続組合」という。） |